

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成8年9月4日付け貿局第365号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記1～別記3 (略) 付表 1～14 (略) 15 外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第三号に該当するもの 16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第一号、第二号イからニまで若しくはト、第三号、第五号チ又は第七号に該当するもの 17～21 (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別記1～別記3 (略) 付表 1～14 (略) 15 外為令別表の11の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第二号に該当するもの 16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第4項第一号、第二号イからニまで若しくはト、第三号、第五号チ又は第七号に該当するもの 17～21 (略)</p>